

Web口座規定

(令和2年4月1日現在)

お客さまは、本規定に基づき、通帳不発行方式（無通帳方式）の口座（以下「Web口座」といいます。）による取引をご利用いただけるものとします。

第1条 預金契約の成立

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

第2条 取引

- 次の各取引は、Web口座として利用することができます。
 - 総合口座は、以下の取引ができます。
 - 普通預金
 - 定期預金
 - 上記イ.の定期預金を担保とする当座貸越（満20歳以上の方のみ）
 - 普通預金口座は、以下の取引ができます。
 - 普通預金
- 普通預金については、単独で利用することができます。
- 少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。
- この取引の預金通帳および入出金明細を記録した取引明細表は発行いたしません。なお、普通預金および定期預金の取引は、「たんぎんインターネットバンキングサービス」（以下「インターネットバンキング」といいます。）または「インターネットバンキングライトサービス」（以下「ライトサービス」といいます。）の入出金明細照会でご確認ください。

第3条 利用資格

- Web口座を利用できるお客さまは、個人の方（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除く）に限らせていただきます。
- 事業性口座は、Web口座としてご利用いただけません。また、屋号の付いた名義でのご利用もできません。

第4条 取引の方法

- 普通預金は、次の方法で取引を行うことができます。
 - インターネットバンキングまたはライトサービスによる取引
 - 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動入出金機（現金自動預金機、現金自動支払機を含む。以下「ATM等」という。）による取引
 - その他当行所定の方法による取引
- 定期預金は、次の方法で取引を行うことができます。
 - インターネットバンキング
 - その他当行所定の方法による取引

第5条 定期預金の自動継続

- 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動継続します。（自動継続された預金についても同様とします。）
- 定期預金を解約される場合、インターネットバンキングの定期預金解約サービスを利用して満期日の前営業日までに解約予約を行ってください。なお、解約予約は満期日（休日の場合は翌銀行営業日）の1か月前（休日の場合は翌銀行営業日）から取扱います。

3. 前二項の定期預金解約サービスについて、定期預金の満期日前の支払および一部解約は、原則として取扱いできません。ただし、当行から解約理由等を照会のうえ、止むを得ないと認められる場合はこの限りではありません。

第6条 有通帳口座からのWeb口座への切替

1. お客さまは、当行所定の方法により既存の有通帳口座をWeb口座に切替することができます。ただし、Web口座に切替する該当預金口座について、キャッシュカードを発行していない場合（Web口座への切替と同時にキャッシュカードを作成する場合を除きます）は、お申込みいただくことができません。
2. 有通帳口座をWeb口座に切替した場合、通帳はWeb口座に切替した時点でご使用いただけなくなります。また、切替した時点で通帳に記帳されていない入出金の明細は、切替後に発生する入出金の明細と同様にインターネットバンキング等によりご確認ください。

第7条 Web口座から有通帳口座への切替

1. お客さまは、当行所定の方法によりWeb口座を有通帳口座に切替することができます。
2. Web口座から有通帳口座への切替の場合、当行の手数料一覧で定める手数料が必要となります。なお、手数料については、有通帳口座（普通預金）から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。

第8条 預金の解約

1. Web口座を解約する場合は、当行所定の解約依頼書にお届印により署名押印のうえ、その預金口座のキャッシュカードとともに取引店または当行本支店の店舗に提出してください。
2. 前項の手続に加え、解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認める場合は、この確認ができるまでは解約を行いません。

第9条 規定の準用

1. 当行との取引において、本規定に定めのない事項については、当行が定めた各取引規定により取扱います。
2. 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。

第10条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第11条 準拠法および管轄裁判所

1. 当行との契約の準拠法は日本法とします。
2. 当行との取引に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上